# 飲食店等の消火器具の設置基準 が改正されました!



#### 【改正内容】

2016年12月22日に発生した新潟県糸魚川市の大規模火災を受けて、2019年10月1日から飲食店等に対する消火器具の設置範囲が拡大されます。

## 【改正前】

延べ面積150㎡以上の飲食店等は消火器具の 設置が必要



#### 【改正後】

火を使用する設備又は器具(防火上有効な措置 が講じられている場合は除く。)を設けた飲食店 等は面積に関係なく消火器具の設置が必要

延べ面積150㎡以上の飲食店等は消火器具の 設置が必要(改正前と同様)

#### 飲食店等とは

消防法施行令別表第一(3)項に掲げる防火対象物があたります。

- (3) 項イ 待合、料理店その他これらに類するもの
  - (例) 割烹、料亭、茶屋
- (3) 項口 飲食店
  - (例) レストラン、寿司屋、そば屋、ラーメン屋、 喫茶店、食堂、スナック等

火を使用する設備・器具とは

飲食店等で調理を目的として使用するもので、 消防法第9条に規定する「火を使用する設備」又 は「火を使用する器具」が該当します。

(※) IH調理器具は該当しません。

#### 防火上有効な措置とは

調理油過熱防止装置:鍋等の温度の過度な上昇を感知して自動的に

ガスの供給を停止し、火を消す装置

自動消火装置:厨房設備等における温度上昇を感知して自動

的に消火薬剤等を放射することにより、火を

消す装置

圧力感知安全装置 :過熱等によるカセットボンベ内の圧力の上昇

を感知し、自動的にガスの供給を停止して火

を消す装置

(※) 鍋等からの吹きこぼれにより火が消えた場合に、ガスの供給を停止する「立ち消え防止安全装置」は該当しません。

### 消火器具の点検・報告

設置した消火器具は点検(6ヶ月毎)し、管轄 の消防署に報告(1年に1回)する必要がありま す。

(※) 総務省消防庁の「消火器点検アプリ」を活用することができます。

「App Store」や「Google Play」でダウンロード

【問い合わせ先】

伊予消防等事務組合消防本部

伊予消防署 089-982-0119

〃 中山出張所 089-967-1171

松前消防署 089-984-3404 砥部消防署 089-962-2119

**〃 広田出張所 089-969-2121** 

